

マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則

制定：平成 27 年 8 月 1 日

改定：平成 30 年 2 月 1 日

第一章 目的

第 1 条 マインドフルネス瞑想療法士資格審査規定第 5 条の(2)に基づくマインドフルネス瞑想療法士の資格更新を適正に行うためにこの規則を設ける。

第 2 条 マインドフルネス瞑想療法士の資格の更新審査は、審議委員会がこれを行う。

第二章 資格の更新

第 3 条 マインドフルネス瞑想療法士の資格認定証の交付を受けた者で、認定資格の更新を申請する者は、登録日から 5 年を経過する前日（以下「満了日」）までに別表に示す更新ポイントを基準として、計 15 ポイント以上を取得していなければならない。

2 資格更新の申請は、満了日の 6 ヶ月前から満了日前日までの間に、「マインドフルネス瞑想療法士資格更新申請書」に更新料を添えて申請しなければならない。

3 満了日の 6 ヶ月前までに 15 ポイント以上を取得した者は、満了日の 6 ヶ月前以降において資格更新の申請ができる。

4 資格更新後も、マインドフルネス瞑想療法士が資格の維持を継続して希望する場合は、5 年毎に第 1 項と同様のポイントを取得するとともに、第 2 項並びに第 3 項と同様の手続きを経て申請しなければならない。

第 4 条 期間内に申請しないときは、その認定は、更新期限日に消滅したものとみなされる。

第三章 資格更新の欠格

第 5 条 次の事項に該当する者は、資格の更新申請ができない。

1. 倫理綱領に違反する重大な案件を有している。
2. クライアントからの苦情につき重大な未決の案件を有している。
3. 係争中の訴訟事案、刑事事案を有している。
4. 業務遂行に支障があるような精神疾患を罹患して、治療中である。

なお、うつ病、不安症/不安障害、PTSD、過食症、については、申請時点で寛解に至っている場合には、申請を妨げられない。

第四章 研究会への加入

第 6 条 更新を認定された者は、更新認定の日よりマインドフルネス精神療法研究会の会員となり、マインドフルネス瞑想療法の研鑽に努めなければならない。

補足

平成 30 年 2 月 1 日 改訂

マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則

別表 更新ポイント

更新ポイント番号	活動の説明	ポイント	注	
1	当協会の機関誌に SIMT に関する論文の発表	1～4	A,B	
2	当協会の主催する年次発表大会の発表または参加	発表	4	A,C
		指定討論	3	
		シンポジスト	3	
		参加	2	
3	当協会の認める定例型研修会等への参加	参加	2	A,D
4	当協会の認める更新ポイント付きの研修会等	参加	2～10	A,E,F
5	当協会の認める研究誌、機関誌への SIMT に関連する論文の発表	原著	2～8	A,F
		小論文	1～4	
6	SIMT の普及、促進を主とするシンポジウムを主催し当協会の認めるもの	主催	4	A,F
		発表	2	
7	マインドフルネス瞑想療法士の資格認定講座	主催	4	A,G
		講師	1	
8	当協会の認めるスーパーバイザー経験。開始及び終了時に所定の報告書を当協会に提出したもの	3		
9	マインドフルネス瞑想療法の発展、または協会の発展に貢献したことで当協会の認めるもの。(報告書により希望ポイント申請)	1～10	F	

注 1

A	各年度ごとにポイント付与。会期は、マインドフルネス精神療法研究会規則第 5 条に従う。6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までである。
B	機関誌『マインドフルネス精神療法』
C	マインドフルネス精神療法研究発表大会
D	マインドフルネス精神療法研究会、1 年 2 ポイント
E	研修会等の案内に記載されたポイント
F	更新申請者が申請、審議会で検討する。
G	マインドフルネス瞑想療法士の第 4 1 類を付与された者

注 2 SIMT とはマインドフルネス瞑想療法士が主として用いる自己洞察瞑想療法である。

注 3 上記において「当協会の認める」内容の詳細は「マインドフルネス瞑想療法士資格更新規則実施要領」で定める。